

○銃砲刀剣類発見届取扱要領の制定について

(平成27年3月27日島生企甲第2262号各警察署長宛て本部長例規通達)

最終改正 平成31年4月2日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第23条の規定により、銃砲刀剣類を発見した旨の届出を受理した場合の手続については、島根県教育委員会と島根県公安委員会との銃砲刀剣類の登録等の措置についての取決めの実施について（昭和37年11月17日島防第902号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）により実施してきたところであるが、平成27年4月1日から別添の「銃砲刀剣類発見届出要領」により実施することとしたので事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本件については、島根県教育庁文化財課と協議済みである。

おって、旧例規通達は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

## 別添

### 銃砲刀剣類発見届取扱要領

#### 1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第23条の規定により、銃砲刀剣類を発見して警察署へ届出をした者のうち、法第14条の規定による登録を受けて引き続き所持することを希望するものに係る警察における取扱手続を定めるものとする。

#### 2 発見届の受理

(1) 銃砲刀剣類発見届出(以下「発見届出」という。)における様式第1号のうち、各票に記載する文書番号は、島根県警察における公文書の管理に関する訓令(平成13年島根県警察訓令第34号)別表第2に定める略号を付した番号とし、1から始まる同一の一連番号を記入すること。

(2) 発見届出を受理した警察署(以下「受理警察署」という。)は、様式第1号を発見届出人に交付し、同様式(1)の古式銃砲・刀剣類発見届(以下「(1)票」という。)に必要事項を記入させ、現品とともに提示を受けること。

(3) 発見届出人の記載した事項に誤りのないときは、様式第1号(2)の古式銃砲・刀剣類発見届出済証(以下「(2)票」という。)及び同様式(4)の古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書(以下「(4)票」という。)に担当者が必要事項を記載し、切取線に沿って切り離した上、(2)票及び同様式(3)の古式銃砲・刀剣類登録通知書(以下「(3)票」という。)を発見届出人に交付し、島根県教育庁文化財課(以下「文化財課」という。)に申請することなど、登録申請に必要な事項を教示すること。

(4) (2)により発見届出を受理した後、(4)票は、生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)を経由して、文化財課に送付することとなるが、この場合、生活安全企画課にあっては様式第2号刀剣類登録希望者等台帳(本部用)(以下「本部台帳」という。)に、受理警察署にあっては様式第3号刀剣類登録希望者等台帳(警察署用)(以下「警察署台帳」という。)に、それぞれ登載すること。

(5) 生活安全企画課において文化財課から(3)票の送付を受けたときは、本部台帳を整理した後に、受理警察署に送付すること。

受理警察署においては、(1)票の裏面に送付を受けた(3)票を張り付けて保管するとともに警察署台帳を整理すること。

(6) 都道府県教育委員会又は知事部局(以下「都道府県教育委員会等」という。)から、登録銃砲刀剣類に異動があった旨の通知を受けたときは、生活安全企画課及び警察署においては、本部台帳及び警察署台帳の所要事項を手入れすること。

#### 3 実施上の留意事項

(1) 善良な発見届出人の利便を十分考慮し、手続について丁寧に教示する等、適切な対応に努めること。

(2) 発見届は、発見の状況が分かる責任ある者が発見者に代わって行うことも差し

支えない。

- (3) 届出を受理しようとするときは、発見の場所、原因その他所要事項を詳細調査すること。
- (4) 提示を受けた銃砲刀剣類については貴重な美術品である場合もあることを念頭に置き、慎重に取り扱うこと。  
なお、刃渡り、目くぎ穴又は銘文の確認のためにこしらえを外すことが困難な場合、無理にこしらえを外そうとしないこと。
- (5) 登録の希望については、発見届出人の意思を尊重し、登録に該当するか否かの判断等を警察において行うことは避け、都道府県教育委員会等に委ねること。
- (6) 必要やむを得ない場合のほか、銃砲刀剣類を警察署において一時預かりすることはしないこと。
- (7) 発見届をした銃砲刀剣類であっても、登録を受けないと他人に譲渡することができないことは当然であり、登録以外の目的で所持した場合は違法となるので、その旨を発見届出人に教示すること。
- (8) 都道府県教育委員会等と連携し、発見届出後に登録審査を受けない場合や、審査の結果登録にならなかったものについては、廃棄又は公的機関等への寄贈の意思を確認するなどの措置を講じること。

#### 4 その他

銃砲刀剣類の登録審査については、発見届出人の住所地を管轄する都道府県教育委員会等から、発見届出人に直接、審査の日時、場所等を葉書で通知されることとなる。

様式 [略]